

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、公的年金についてです。私たちの老後の生活を支えているのは公的年金ですが、その**公的年金の一部を管理・運用している機関である「年金積立金運用独立行政法人」(GPIF)について詳しく説明**いたします。年金積立金運用独立行政法人(GPIF)は、株式や債券に長期・分散投資することで安定的な収益を目指し、将来世代のためにお金を増やす役割を担っています。運用資産は約189兆円(2022年12月末)に上り、世界最大級の機関投資家とも呼ばれています。

1. 年金積立金運用独立行政法人(GPIF)の沿革

年金積立金運用独立行政法人(Government Pension Investment Fund)は、**厚生労働省所管の独立行政法人**です。日本の公的年金のうち、**厚生年金と国民年金の積立金の管理・運用を行っています**。運用方法は運用受託機関(信託銀行や投資顧問会社)との投資一任契約もしくは一部の自家運用によります。

年金積立金運用独立行政法人(GPIF)は、1961年(昭和36年)10月に成立した年金福祉事業団法に基づき、同年11月25日に特殊法人として年金福祉事業団が設立されたのが始まりです。同事業団は1986年(昭和61年)4月に年金資金の運用を開始し、公的年金の積立金運用を財政投融资に預託して行っていました。その後、1996年(平成8年)に成立した特殊法人等改革により、政府は年金資金の自主運用を求められることになり、2001年(平成13年)3月に同事業団は廃止され、同年4月1日に年金資金運用基金へ改組されました。2006年(平成18年)4月1日に年金積立金管理運用独立行政法人が設立され、同日付で廃止された同基金から年金積立金の管理・運用を引き継いで今に至っています。

2. 公的年金制度

GPIFが担う年金積立金の管理・運用は、公的年金制度の一部です。日本の公的年金とは、「歳をとって働けなくなる」「病気や事故で障害を負

う」「一家の大黒柱をなくす」などの人生のリスクに備えて、国民みんながお金を出し合う助け合いの仕組み(保険制度)です。特に日本の社会においては、高齢者の暮らしを生涯にわたって支えるものとして、とても大切な役割を果たしています。2020年(令和2年)国民生活基礎調査の概況によると、①日本の人口の3人に1人は年金を受け取っており(受給者数4051万人)、②高齢者世帯の平均所得の約6割が年金となっています。③その年金給付額56兆円は名目国内総生産(GDP)の約1割に相当しています。

3. 運用方法とその資産額

GPIFは、**安定的に収益を得ていくために、「長期分散投資」を基本として年金積立金の運用を行っています**。運用によって得られる収益は、短い期間では、プラスやマイナスに大きく振れる可能性があります。運用の期間が長くなるほど、プラスとマイナスが互いに打ち消し合うことで、年率返金の収益の振れ幅を小さくする効果が期待できます。また、GPIFが運用している年金積立金は概ね50年程度は取り崩す必要が生じない資金です。このため、一時的な市場の変動に過度にとらわれる必要はなく、さまざまな資産を長期にわたって持ち続ける「長期運用」によって、安定的な収益を得ることを目指しています。

現在の運用資産は約189兆円で、運用を始めた2001年度からの累積収益額は約100兆円に上り、約20年間で資産が倍になった計算です。

4. 年金制度を持続可能にするための仕組み

日本の公的年金は現役世代が納める保険料で、その時々の高齢者世代に年金を給付する「賦課(ふか)方式」です。つまり、現役世代が将来受け取る年金は、その子どもや孫たちの世代が納める保険料でまかなわれることとなります。そのため、**自分が納めた保険料が積み立てられ、将来自分に年金として戻ってくる仕組み(積立方式)ではありません。**

そこで、高齢化が進むなか、年金制度を持続可能にするために、次のような仕組みを取り入れています。

(1)保険料の上限を固定

少子高齢化が進んでも現役世代の負担が重くなり過ぎないように、厚生年金の保険料率は18.3%（労使折半）、国民年金の保険料は17,000円（2004年度価格）に固定されています。

(2)基礎年金の半分は国庫負担

基礎年金の給付費の2分の1は税金（国庫負担）でまかなわれています。

(3)年金積立金の活用

将来世代の給付に充てるため、今後概ね100年間で、積立金を計画的に活用します。

(4)人口や寿命の伸びに合わせて給付水準を自動的に調整

現役人口の減少や平均余命の伸びなどそのときの社会情勢に合わせて、年金の給付水準を自動的に調整する「マクロ経済スライド」が導入されています。

5. 年金財政における積立金の役割

年金積立金は未来の世代のためのお金です。現役世代が納めた年金保険料のうち、年金の支払いなどに充てられなかったものが、将来世代のために積み立てられています。GPIFはこの年金積立金を、国内外の資本市場で運用して増やしています。年金積立金の運用収益や元本は概ね100年の年金の財政計画のなかで、将来世代の年金給付を補うために使われます。年金財源全体のうち、積立金からまかなわれるのは約1割です。

日本は、世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進んでいます。そのため、**2004年に行われた年金制度改革では、保険料水準を将来にわたって固定するとともに、現在すでに生まれている世代が年金の受給を終えるまでの100年間で、年金財政の均衡を図る方式が導入されました。**

積立金は年金財政の安定化に活用することとされています。当初は年金給付の一部に積立金の運用収入を充て、一定期間後からは運用収入に加えて、積立金を少しずつ取り崩し、最終的に概ね100年後に年金給付の1年分程度の積立金が残るよう、積立金を活用していく財政計画が定められています。



「日本の島の数」

最近、沖縄本島北方の無人島である屋那覇島を購入したとする中国人女性が、島で撮影した動画を交流サイト（SNS）へ投稿したことが一部で報道され話題となりました。島は私有地と村有地が混在しており購入の経緯は不明です。ところで、日本は古来「八洲国（やしまのくに）」を美称するほど多くの島から成り立つ国ですが、島の数としては1987年に海上保安庁が公表した6852島が公式の数字となっています。

ところが、国土地理院が改めて①自然にできた陸地、②水に囲まれている、③満潮でも水面上にある、という基準を満たす外周100メートル以上の島の数をコンピューターで自動計測してみると1万4125島もあることが分かったそうです。

5月の税務と労務

- ・国税／4月分源泉所得税の納付 5月10日
- ・国税／3月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 5月31日
- ・国税／9月決算法人の中間申告 5月31日
- ・国税／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 5月31日
- ・国税／個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合） 5月31日
- ・国税／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- ・国税／特別農業所得者の承認申請 5月16日
- ・地方税／自動車税・鉦区税の納付
都道府県の条例で定める日

6月の税務と労務

- ・国税／5月分源泉所得税の納付 6月12日
- ・国税／所得税の予定納税額の通知 6月15日
- ・国税／4月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 6月30日
- ・国税／10月決算法人の中間申告 6月30日
- ・国税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 6月30日
- ・地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）
市町村の条例で定める日
- ・労務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内
- ・労務／児童手当現況届（市町村役場に提出）
6月30日